阿倍野区路上喫煙対策検討会　傍聴要領

1　傍聴手続

(1)　阿倍野区路上喫煙対策検討会を傍聴しようとする方は、受付において区役所の指示を受けて、会場に入場してください。

(2)　傍聴の受付は、検討会開始予定時刻の 30 分前から先着順で行い、定員（10 名）になり次第、受付を終了します。

なお、受付開始時点において定員を超える場合には、くじ等により傍聴者を決定します。

2　傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

(1)　はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

(2)　危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

(3)　飲食又は喫煙をしないこと

(4)　携帯電話などは、受信音などを出さないこと

(5)　写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、阿倍野区長の許可を得た場合はこの限りでない。

(6)　検討会開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

(7)　その他会場の秩序を乱し、又は、会議の支障となるような行為をしないこと

3　検討会の秩序維持

(1)　傍聴者は、会場においては、区役所の指示に従ってください。

(2)　傍聴者が上記２の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。